

一般廃棄物収集運搬業許可の取扱いについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業（し尿に係るものを除く。以下同じ。）の許可について、平成29年4月1日から次のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

1 新規許可の原則停止

平成18年度以降、本市におきましては、法並びに、高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例、同条例施行規則及び高松市一般廃棄物処理業（ごみ）の許可に関する事務処理要綱の要件を満たす一般廃棄物収集運搬業の許可申請については、これらをすべて許可してまいりましたが、**平成29年度以降、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は原則として行わない**こととします。

2 取扱い変更の理由

本市のごみ排出量は、年間約55,000トンで、近年、緩やかな減少傾向にあります。一般廃棄物収集運搬許可業者の収集運搬能力は、約390,000トンと推計され、ごみ量の約7倍の状況となっています。

市には、一般廃棄物の処理を行う責任があり、その業務を補完する役割として、一般廃棄物収集運搬業を許可していますが、業者が増加し、競争が激化した場合、経営基盤の弱体化を招来し、安定的な一般廃棄物の処理を確保できなくなるおそれもあります。

このため、**新規の一般廃棄物収集運搬業の許可を制限することにより、本市のごみ発生量に応じた適正な業者数への移行を図ろうとする**ものです。

なお、環境省通知（平成26年10月8日付け・環廃対発第1410081号）は、一般廃棄物の処理を許可業者に行わせる場合、適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である旨示しており、今回の取扱い変更は、同通知を踏まえたものです。

3 その他

平成29年3月31日時点で、高松市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合は、従前のおり、更新の申請を行うことができます。